（文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、文化財防災専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官）

第八十四条　文化資源活用課に、文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、文化財防災専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官それぞれ一人を置く。

2～4　［略］

5　文化財防災専門官は、文化財の防災及び防犯に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に当たる。

6・7　［略］

第八十五条　削除

（地方創生企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

第八十六条　文化庁に、地方創生企画官一人、芸術教育企画官一人、メディア芸術調査官一人、生活文化担当専門官一人、企画調整専門官一人、文化観光支援調査官一人、博物館支援調査官一人及び教科調査官四人を置く。

2～5　［略］

6　生活文化担当専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち生活文化（文化芸術基本法第十二条に規定する生活文化（食文化を除く。）をいう。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関するものを助ける。

（文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官）

第八十四条　文化資源活用課に、文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官それぞれ一人を置く。

2～4　［同上］

［項を加える。］

5・6　［同上］

（宗教法人室）

第八十五条　宗務課に、宗教法人室を置く。

2　宗教法人室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に関すること。

二　都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

3　宗教法人室に、室長を置く。

（地方創生企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官及び教科調査官）

第八十六条　文化庁に、地方創生企画官一人、芸術教育企画官一人、メディア芸術調査官一人、生活文化担当専門官一人及び教科調査官四人を置く。

2～5　［同上］

6　生活文化担当専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち生活文化（文化芸術基本法第十二条に規定する生活文化をいう。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関するものを助ける。

7　企画調整専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち食文化の振興に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

8　文化観光支援調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち観光の振興に関する調査、指導及び助言に関するもの（博物館支援調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

9　博物館支援調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち博物館の支援に関する調査、指導及び助言に関するものを助ける。

10　［略］

附　則

（初等中等教育局財務課高校修学支援室訟務専門官の設置期間の特例）

第五条　第二十四条第五項の訟務専門官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（高等教育局私学部私学行政課私学共済室情報連携推進専門官の設置期間の特例）

第六条　第四十二条第三項の情報連携推進専門官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室医学系研究対策専門官の設置期間の特例）

第七条　第六十条第五項の医学系研究対策専門官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（研究開発局企画官の設置期間の特例）

第八条　第六十九条第一項の企画官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

7　［同上］

附　則

（初等中等教育局財務課高校修学支援室訟務専門官の設置期間の特例）

第五条　第二十四条第五項の訟務専門官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

［項を加える。］

［条を加える。］

（研究開発局企画官の設置期間の特例）

第六条　第六十九条第一項の企画官は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（スポーツ庁国際課ラグビーワールドカップ推進専門官の設置期間の特例）

第七条　第七十六条第一項のラグビーワールドカップ推進専門官は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

［条を加える。］

［条を削る。］